

2025 年 12 月 25 日

各 市 町 村 長 様

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会

会長 吉 田 治 伸

**令和 7 年度補正予算に係る「重点支援地方交付金」を活用した
ビルメンテナンス業への支援について（お願い）**

拝啓 時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 18 日に、厚生労働省よりビルメンテナンス業者との契約において労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せする契約変更などに重点支援地方交付金を活用するよう、別添のとおり通知が発出されております。

ビルメンテナンス業は、経費構成のうち人件費が約 8 割を占める労働集約型産業であり、地元市民の雇用創出に貢献しているとともに、コロナ禍におけるエッセンシャルワーカーとして国からもお認めいただいた産業です。今般の最低賃金の大幅な引上げにより、最低賃金改定前に締結した契約金額では適切な業務の継続に重大な支障が生じ、市民の財産である公共建築物の資産価値の低下や、十分な雇用の確保が困難になる恐れがあります。

地方自治体におかれましても厳しい財政状況におかれていることは承知しておりますが、国の方針として「物価高騰を上回る賃上げ」が進められておりますし、予算ベースで行われているビルメンテナンス等の公共調達でも、こうした国の交付金を活用することができますので、ぜひご活用いただき、労務費の適切な価格転嫁を実現いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

〈別添〉令和 7 年度補正予算の成立を踏まえたビルメンテナンス業への支援における「重点支援地方交付金」の活用について（依頼）（令和 7 年 12 月 18 日付け各都道府県会計契約担当課及び各市区町村会計契約担当課あて厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

<連絡先・問合せ先>

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会事務局

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 1 番 10 号 伏見フジビル 8 階

TEL:052-265-7536/FAX:052-265-7537/e-mail:aichibm@lilac.ocn.ne.jp